

平成 27 年 2 月 9 日

株主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目 14 番 6 号
SBI ライフリビング株式会社
代表取締役社長 相原 志保

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成27年4月に開催予定の臨時株主総会及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成27年2月24日(火曜日)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告いたします。

(注) 当社は、本公告掲載日において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。)第2条第13号に規定する種類株式発行会社ではありませんが、上記臨時株主総会において、①当社が会社法の規定する種類株式発行会社となるために当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款一部変更を行うこと、及び③全部取得条項が付された当社普通株式の全て(但し、当社が有する自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類当社の株式を交付すること等の議案を付議する予定です。上記臨時株主総会において上記①の議案に対するご承認をいただき、上記①の定款一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますので、上記②の定款一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記臨時株主総会における上記②の承認に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そこで、当社は上記臨時株主総会と併せて上記種類株主総会を開催することを予定しており、本公告により、当該臨時株主総会のほか、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主を定めるための基準日を設定することとしております。

以上

株主名簿管理人： 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所： 〒100 - 8233
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
お問い合わせ先： [電話番号]0120-782-031 (土・日・祝祭日を除く9:00~17:00)